

広島県告示第四百三十九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県立広島がん高精度放射線治療センターの手数料徴収事務を次のとおり委託した。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	委託した年月日 (委託期間)
名 称	令和六年三月一三日 (令和六年四月一日) 令和七年三月三十一日
住 所	
一般社団法人広島県医師会	広島市東区二葉の里二丁目二番三号